

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 0 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 2 0 号

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 6 0 年岬町規則
第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「4 7 2 万 1 千円」を「4 7 9 万 4 千円」に改め、「に当該扶養親族
等」の後に「(同法に規定する扶養親族（3 0 歳以上 7 0 歳未満の者に限る
。）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族に限る。）」を加え、「当該同
一生計配偶者」を「当該所得税法に規定する同一生計配偶者」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規
定（「に当該扶養親族等」の次に「(同法に規定する扶養親族（3 0 歳以上 7
0 歳未満の者に限る。）にあつては、同法に規定する控除対象者扶養親族
に限る。」を加える部分に限る。）は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。